

津波災害対策編

第 1 編 津波災害予防計画

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び町民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1章 津波災害予防対策の基本的考え方

町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

本町において想定される最大クラスの津波4.2mに対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、県と協議により住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防衛」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波には、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2 過去に遡った津波の想定

本町においては、過去に津波の記録は残されていないものの、今後の津波の想定に当たっては県の協力により、できるだけ周辺地域を含めた過去に遡って津波の発生等をより正確に調査し、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を行う。

第2章 防災思想・知識普及計画

【総務課 学校教育課 福祉課】

町及び関係機関は、各所属職員はじめ、住民等に対し自主防災思想の普及、徹底を図るとともに、津波及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1節 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 松前町地域防災計画（津波災害対策編）と津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における津波防災対策
- (8) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各部局等は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発

教育委員会は、学校長及び幼稚園長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解した上、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

第1 学校・幼稚園

- (1) 関連する教科、特別活動等において児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎的知識を修得させるとともに、津波発生時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) 主な内容
ア 危機管理マニュアルの作成

- イ 教職員の共通理解の促進
- ウ 保護者、地域、関係機関との連携
- エ 防災上必要な設備等の整備及び点検
- オ 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- カ 適切な応急手当のための準備
- キ 緊急避難所の確認
- ク 登校・下校対策

第2 児童福祉施設

町は、保育所等児童福祉施設における津波対策について、災害対応の基本的事項、職員の組織体制及び災害発生時の具体的な行動手順等を定めたマニュアル作成を指導し、基礎知識や対応について関係者との共通認識の下、周知徹底を図る。

第3節 住民に対する防災知識の普及

津波発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、津波及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第1 一般啓発

(1) 啓発の内容

ア 津波に関する基礎知識

- (ア) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- (イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- (ウ) 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波の発生の可能性 など

イ 津波警報等に関する知識

ウ 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- (ア) 沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- (イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど

エ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ 防災関係機関等が講じる津波防災対策等に関する知識

カ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

キ 津波浸水予測範囲に関する知識

ク 津波想定の不確実性

- (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- (イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

- (ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
- (エ) 津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
- ケ 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- コ 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭における防災対策に関する知識
- サ 応急手当等看護に関する知識
- シ 避難生活に関する知識
- ス 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- セ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ソ 早期自主避難の重要性に関する知識
- タ 防災士の活動等に関する知識
- (2) 啓発の方法
 - ア テレビ等新聞の活用
 - イ 防災行政無線等放送施設の利用
 - ウ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
 - エ 映画、ビデオテープ等の利用
 - オ 広報車の利用
 - カ 講演会、講習会の実施
 - キ 防災訓練の実施
 - ク インターネット(ホームページ)の活用
 - ケ 各種ハザードマップ等の利用
 - コ 視覚的周知
- (ア) 過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などを町の至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」を町の中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

第2 生涯学習を通じた啓発

町及び町教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する知識を高める。

- (1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。
- (2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

第3 各種団体を通じた啓発

各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープ等の貸出し等を通じて津波防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や大規模商業施設、集会施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波警報等の活用や、津波発生時における施設管理者のとりべき措置について知識の普及に努める。

第5 「津波防災の日」、「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「津波防災の日」(11月5日)や「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災

週間(12月17日～12月23日までの1週間)において、積極的かつ継続的にその趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

第6 津波浸水想定公表・啓発

県が設定する津波浸水想定について、設定された地域、内容等を住民に公表し、意識の向上に努める。

第4節 町の活動

町は、職員が的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の津波被害を最小限にとどめるため、地域の津波浸水予測範囲や避難路、指定避難所等を記載した津波ハザードマップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所等へ避難すること等について周知徹底に努める。

なお、啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

第5節 関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する津波防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

第6節 普及の際の留意点

第1 防災マップ（津波編）の活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

第2 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に堅固な建物の高層階や海岸から離れた場所等に避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

第3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第4 防災地理情報の整備等

町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため

め、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

第5 防災と福祉の連携等

町及び県は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 住民の津波防災対策

【総務課 危機管理課 まちづくり課 保険課 健康課 福祉課】

津波による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、津波や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町及び県は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

第1節 住民の果たすべき役割

住民は、津波災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

第1 平常時の実施事項

- (1) 津波防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (4) 地域の避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (5) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (6) 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- (7) 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努める。
- (8) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トレイ、トイレトーパーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (10) 町や地域で行う避難訓練に積極的に参画し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらを更なる訓練の充実につなげる。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。
- (13) 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。
- (14) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- (15) 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

第2 津波発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施する。
- (3) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (4) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (5) 可能な限り海から離れた場所や頑丈な高層建築物に避難する。
- (6) 自動車の利用を自粛する。

(7) 近隣の要配慮者の避難行動を支援する。

第2節 町の活動

第1 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に積極的に協力する。

第2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

第3節 自主防災組織等の活動

自主防災組織等は、「自分たちの命は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練等を実施する。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動に当たる「実働部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担う。そのうえで、次のような対策を実践する。

- (1) 若いリーダーの育成
- (2) 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知
- (3) 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化
- (4) 行政と住民を繋ぐ役割の強化
- (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うようなことがないようにルールづくりをする。
- (6) 避難行動要支援者の避難等の支援に対する取り組みの促進
- (7) 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図る。
- (8) 自治会活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指す。

第4節 地域における自主防災活動の推進

第1 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

第2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定め、その実施に努める。町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4章 事業者の津波防災対策

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

町は、事業者が行う津波防災対策への支援に努める。

第1節 事業者等の果たすべき役割

事業者等は、津波から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

第1 平常時の実施事項

- (1) 津波災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び津波発生時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、津波発生時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 津波発生時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の津波防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想津波に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

第2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

第3 町の活動

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努めるとともに、事業継続計画の策定支援等の高度なニーズ等にも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

また、町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集し、事業者に提供する。県は町の活動に対し、積極的に協力する。

第5章 業務継続計画の策定

【関係各課】

大規模な津波災害の発生時においては直ちに参集できる職員は制限されるとともに、停電や断水等によって業務執行環境は著しく制約され、平常時の業務執行環境とは大きな隔たりが生ずる。しかし、町は、基礎的自治体として災害時においても中断することのできない業務をできる限り継続し、様々な分野で住民の生活を支える必要がある。

このようなことから、町は、施設の復旧や指定避難所運営等の応急・復旧業務のみならず、住民の生活を支えるサービス・業務を早期に復旧するため、事業継続計画を策定する。

第1節 業務継続計画の策定

町は、国が示すガイドラインに基づき、災害時においても必要な業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画を策定する。

業務継続計画は、被災等の非常時に継続すべき業務を特定し、これら非常時優先業務が速やかに実施できるよう、短期的取り組み及び中期的取り組みを定める。

第2節 基本方針

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

被災時の非常時優先業務は、災害予防業務、災害応急対策業務、災害復旧・復興業務であるが、非常時優先業務を速やかに実施するためには平常時からの準備が重要であり、町においては業務継続計画を災害対策の一部として位置づける。

第3節 計画策定の考え方

町は、以下の要素をあらかじめ定め、計画策定を行う。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第6章 ボランティアによる防災活動 【福祉課(松前町社会福祉協議会)】

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネーター等の養成やNPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等

町は、町社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の育成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネーターの育成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び災害中間支援組織相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るなど、活動環境の改善を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備

町は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入や調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

第3節 ボランティアの果たすべき役割

自主的な意思のもとに活動することがボランティアの活動の本質であるが、災害発生から復興に到る間、ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃その他の災害復旧支援活動
- (5) 炊き出し、指定避難所運営の支援
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 初期消火活動及びその支援
- (8) 保健医療活動・救援活動及びその支援
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第7章 津波避難訓練の実施

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

第1節 町の活動

町は、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

第2節 訓練実施の留意点

町及び公共機関等は、県、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

町は、県と協力し、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策にも配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第8章 津波に強いまちづくり

【まちづくり課 危機管理課】

第1節 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

町は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

町及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備を行い、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

また、町及び施設管理者は、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2節 津波に強い地域の形成

町は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

津波対策の実効性を高めるためには、町地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定める。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について町地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定める。

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

津波災害警戒区域をその区域に含むときは、町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

さらに、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

第9章 津波避難体制

【総務課 危機管理課 まちづくり課 健康課 福祉課 保険課 学校教育課】

第1節 伝達体制の整備

- (1) 町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
また、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。国及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。
港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び市町との情報の共有化を図る。
- (2) 町は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定にあたっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。
- (3) 町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。町は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- (4) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

第2節 津波警戒等の周知徹底

町は、一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

- (1) 町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。
- (2) 町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。
- (3) 津波浸水想定地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、町からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

第3節 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される津波の緒元、感染症対策等に応じ、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとするとともに、町地域防災計画に定めるほか、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県地域防災計画にも併せて掲載する。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女、子どものニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

ア 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置すること。

オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とする。

(2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることが

ないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とする。

イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

オ なるべく被災地に近く、かつ集団的に避難者等を収容できること。

第2 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子どもにも配慮の上、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス設備
- (5) テレビ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (8) 救護及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (12) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料（アレルギー対応食を含む。）及び飲料水
- (18) その他粉ミルク（アレルギー対応を含む。）、または液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド（男性用・女性用）、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

第3 指定避難場所等の周知

町は、指定緊急避難場所への避難路について自主防災組織と協議するとともに、日頃から住民に対し周知徹底を図る。

- (1) 河川、海岸及び港湾等の管理者と協議して、指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。
- (2) 突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。
- (3) 津波危険予測図や津波災害警戒区域等に基づき指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行う。
- (4) 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施する。
- (5) 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの支援プランの策定を行う。
- (6) 町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、マニュアルを策定するよう努める。
また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- (7) 町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

第4節 避難関連施設の整備

町及び国、県は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

第1 指定緊急避難場所

町は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- (1) 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- (2) 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。
- (3) 津波や火災等により、避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。
- (4) さらに高いところへの移動が困難な指定緊急避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。
- (5) (1)の指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
県は、町が行う指定緊急避難所の指定に関する助言及び指導を行う。

第2 津波避難ビル等の整備・指定

町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

第3 避難路の確保

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

第5節 津波からの防護・避難のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸及び港湾等の管理者並びに町は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 河川、海岸及び港湾等の管理者並びに町は、必要に応じ次の事項について別に定める。
 - ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画
 - オ 同報無線の整備等の方針・計画
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。
- (4) 県管理都市公園の管理者は、町が作成する避難計画を補完するため、都市公園の避難施設としての活用について検討するとともに、都市公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整備に努める。
- (5) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。
 - ア 道路防災対策及び改良整備
道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。
 - イ 円滑な避難誘導支援対策
道路管理者は、津波警報発令時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。
 - ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策
道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。
 - エ 道路施設の長寿命化対策
道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・老朽化対策の実施し、その適切な維持管理に努める。

第6節 住民等の避難誘導體制

町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、防災マップ(ハザードマップ)の整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定めた津波浸水想定区域における映画館・大型店

舗等の特定事業者は、津波からの円滑な避難を内容とする南海トラフ地震防災対策計画を策定するとともに訓練等の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

町は、消防職員、水防（消防）団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

町は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

また、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

県は、災害情報システムと連携したシステム連携のスマートフォン向け避難支援アプリにより、災害時の円滑な避難を支援する。

町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、町及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第7節 交通対策

第1 道路

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、町内外の事業者等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第2 海上

港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策を講じるほか、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者と協力して検討を進めていく。

第3 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第8節 町が管理又は運営する施設に関する津波対策

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校等にあつては、

(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば特別支援学校、特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置

(3) 社会福祉施設等にあつては、重度障害者、高齢者、児童等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取る。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合はその施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

第10章 緊急物資確保対策

【危機管理課 上下水道課 会計課】

町、県等の各機関は、津波災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、食料や生活必需品等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

大規模な津波災害が発生した場合の町民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努め、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、町、県は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることとする。

第1節 食料及び生活必需品等の確保

津波災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

- (1) 被災住民等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、次の点に留意しつつ緊急に必要な物資を備蓄しておく。
 - ア 流通在庫がなく確保が困難な物資を備蓄する。
 - イ 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料を備蓄する。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、大量調達が可能な小売業者や物資保有者等との調達に関する協定を締結するなど確保対策を図る。
- (3) 緊急物資の調達及び配分計画の作成、緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討、並びに給食計画の策定に努める。

- (4) 給食計画の策定に努める。
- (5) 防災訓練、各種研修、広報紙による広報活動等により、住民及び自主防災組織に対して次の啓発・指導を行う。
 - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
 - イ 自主防災組織等による、地域での助け合い活動を進める。
 - ウ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。
- (6) 町のみでの対応では物資の供給が不足する場合に備え、県、近隣市町及び中国四国農政局に対する緊急物資の応援要請について、その要請方法、要請窓口等を把握し、職員に周知する。
 - ・防災備蓄物資一覧表 資料13-1
 - ・災害時における応急救援活動に関する協定書 資料13-4
- (7) 大量調達が可能なお売業者等との災害応援協定の締結促進
- (8) 家庭内備蓄等の促進

第2節 飲料水の確保

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
- (4) 井戸水等の把握
- (5) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (6) 水道工事業者等との協力体制を確立する。
- (7) 住民(家庭)における貯水
 - ア 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。(うち3日分程度を非常持出用として準備)
 - イ 貯水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- (8) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するため、上下水道班を中心に給水体制を整える。
 - イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。
 - ・給水用資機材の現況 資料12-1
 - ・指定給水装置工事事業者 資料12-2

第3節 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点(物資集積場所)から指定避難所等に至る輸送(ラストワンマイル)について、町及び県は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

- (1) 地域内輸送拠点(物資集積場所)の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備

- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度の積極的な活用の推進
- (6) 送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第11章 医療救護体制確保計画

【健康課 子育て支援課】

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行うことができる体制の確保に努める。

第1節 医療救護体制の確保

津波災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。なお、町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 津波被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら地震災害の発生に備え策定した松前町医療救護活動マニュアル等に基づき、医療救護所の設置、医療救護チームの編成、保険医療活動チームの要請、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (3) 被災者及び町職員のメンタルヘルスを考慮した保健医療活動体制の確保を行う。

第2節 初期医療体制の整備

町は、地震発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の指定避難所等における医療ニーズの収集・把握方法や保険医療活動チームの受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- (1) 医療救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 医療救護所等に医療救護用の資機材を備蓄し、不足する場合は、県に調達依頼を速やかに行う。
- (3) 管内の医療機関の協力により、医療救護チームを編成する。
- (4) 医療救護チームへの派遣スタッフ要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

・病院・診療所等一覧表 資料1 1-1

・災害医療コーディネータの設置医療機関 資料1 1-2

第3節 災害情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の強化・充実に努める。

第4節 難病患者等の状況把握

町及び県は、平常時の保健医療活動及び避難行動要支援者名簿を通じて、難病患者や精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第5節 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

- (1) 緊急物資備蓄の一環として、医薬品等を分散備蓄するほか、医療救護チーム及び後方医療機関が行う救護医療活動のために必要な医療品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

第6節 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

町及び県は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

第7節 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

住民は、献血者登録に協力する。

第12章 防疫・衛生、廃棄物等の処理計画

【町民課 健康課】

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。
また、災害時に発生すると予想される廃棄物等の応急処理計画の作成に努める。

第1節 防疫・衛生体制

第1 実施体制

- (1) 災害時における被災地域の防疫は、町が県の指導、指示に基づいて行う。
- (2) 町のみでは実施困難なときは、隣接する市町、県（保健所）の応援を得て実施する。
- (3) 県に協力して、複数の自治体にまたがる感染症等の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

第2 防疫・衛生体制の整備

- (1) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画の作成に努める。

第2節 保健衛生活動体制の整備

津波災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

第1 情報収集体制の整備

町及び県は、津波災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努めるほか、県においては、保健医療福祉調整本部会議を適宜開催し、保健医療福祉活動における情報共有等を行うものとする。

第2 保健衛生活動に関する体制整備

町及び県は、津波発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入が可能となる体制の整備、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアルに基づき、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第3節 し尿処理体制の確保

第1 町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生するし尿の応急処理計画を定める。
- (2) し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。

第2 住民が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

第4節 廃棄物処理体制の確保

災害発生に伴い、感染予防及び安全な生活を確保するために、各地に排出されたごみ、し尿、へい死獣等を迅速に処理する。

第1 町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。

- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

第2 住民が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

第5節 廃棄物等の処理体制の整備

町は、災害時に発生する廃棄物等の処理体制の整備及び仮置場の確保に努め、県はその整備に協力する。

第13章 要配慮者の支援対策

【健康課 子育て支援課 保険課 福祉課 危機管理課】

要配慮者のうち、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を迅速かつ的確に行うための情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立するため、要配慮者支援のマニュアルや避難行動要支援者の個別避難計画を作成するとともに、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、その情報を避難支援等関係者と共有することによって、避難誘導体制・避難生活支援の整備に努める。特に、町及び県は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。

また、指定福祉避難所として社会福祉施設等と協定を締結し、要配慮者に必要となる指定福祉避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

第1節 「要配慮者」と「避難行動要支援者」

要配慮者…高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第2節 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）は次のとおりとする。

- (1) 町内各地区の自主防災組織
- (2) 松前町民生委員児童委員
- (3) 松前町社会福祉協議会
- (4) 愛媛県伊予警察署
- (5) 松前消防署
- (6) 松前町消防団

第3節 避難行動要支援者の把握、名簿及び個別避難計画作成、名簿情報共有

第1 避難行動要支援者の把握及び個別避難計画の作成等

- (1) 町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、地域特有の課題に留意した上で個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変

- 化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものと
のなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお
いても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (4) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難
計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

第2 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者は次の要件に該当する者とする。ただし、同居家族等避難支援可能な
人がいる者や長期入院、施設入所など在宅でない者は除く。

- (1) 70歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (2) 70歳以上の高齢者のみの世帯の者（2人以上）
- (3) 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
- (4) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害
者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級（総合判定）に
該当する者（心臓・腎臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- (5) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に
規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9
月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちA・Bの判定を受けている
者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項
に規定する精神障害者保健福祉手帳の1級及び2級の交付を受けている者
- (7) 難病の患者に対する医療等（平成26年法律第50号）に関する法律で対象となる難病
患者及び特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- (8) その他地域の民生委員・児童委員や自主防災組織が支援の必要を認めた者及び自らの
命を主體的に守るために避難行動要支援者名簿への掲載を求めてきた者で支援の必要を
認めた者

第3 避難行動要支援者名簿の記載事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に必要な事項

第4 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 必要な個人情報
氏名、生年月日、性別、住所、要介護度、身体障がい者手帳の種別及び障がい等級、療
育手帳の療育判定、精神障害者保健・福祉手帳の障がい等級、難病名
- (2) 情報の入手方法
災害対策基本法第49条の10第3項の規定により次の各担当課所管の台帳等から内部利
用する。なお、難病患者については、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき愛
媛県から情報の提供を受ける。

住民基本台帳（町民課）、要介護認定台帳（保険課）、身体障害者手帳保持者リスト （福祉課）、療育手帳交付台帳（福祉課）、精神手帳保持者リスト（福祉課）、 難病患者名簿 （愛媛県からの情報提供）
--

第5 避難行動要支援者名簿の更新

作成した避難行動要支援者名簿は、年1回以上点検・更新を行い、常に最新の情報とし、

年1回、情報提供に同意した者に係る最新の名簿を自主防災組織、民生委員・児童委員、松前町社会福祉協議会、伊予警察署、松前消防署に提供し情報の共有を図る。

第6節 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

- (1) 避難行動要支援者名簿の原本は町が保管し、副本は提供を受けた者が保管する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。
- (3) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当とする地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (4) 情報セキュリティ対策として、町の情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。その際、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、誓約書などにより守秘義務を厳守する措置をとる。
- (7) 情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する。
- (8) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (9) 提供先が団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (10) 定期的に名簿情報の取り扱い状況について、報告させる。
- (11) 更新した避難行動要支援者名簿を提供する際は、更新前の避難行動要支援者名簿と交換する。
- (12) 災害時等に本人の同意の有無に関わらず、緊急に避難行動要支援者名簿を提供したときは、名簿の破棄、返却を求める。

第4節 個別避難計画の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

第5節 外国人、訪問客等への配慮

- (1) 指定避難所等の標識については外国語の併記、絵文字の活用等により誰にも分るように努める。
- (2) 商業施設等の従業員について、買物客等を適切に安全な場所に誘導できるよう、防災教育の推進に努める。

第6節 避難体制の確立

- (1) 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措

置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- (2) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

第1 避難支援等の実施体制

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておく。

また、指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

第2 情報伝達体制の整備

- (1) 災害時に、「避難指示等に関するガイドライン」に基づき、適時適切に避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。避難準備・高齢者等避難開始は、避難行動要支援者にとって避難を開始しなければならない重要な情報であるため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達や早い段階での避難行動を促進する。
- (2) 町は、防災行政無線やファクシミリ、電子メール、放送事業者（ケーブルテレビ含む）からの放送、携帯端末を活用した緊急速報メールのほか、広報車、消防団等による広報等様々な手段を有機的に組み合わせて、避難行動要支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

第7節 避難支援等関係者の安全確保

- (1) 避難支援等関係者は、名簿情報や個別計画に基づいて避難支援等を行う。その際、災害応急対策に従事する者は、地域の実情や災害の状況に応じて、安全確保に十分配慮して、可能な範囲で避難支援等を行う。
- (2) 避難支援関係者のほか、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、

避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図り、避難支援等関係者等の安全確保に努める。

また、一人ひとりの避難行動要支援者に、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうとともに、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

第8節 防災教育・訓練の充実

- (1) 要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- (2) 要配慮者の支援活動の中心となる福祉活動に従事する者や近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等地域組織の育成に努める。

第9節 備蓄物資の整備

- (1) 高齢者や乳幼児に配慮した、保存食料及び生活必需品の備蓄に努めるとともに保存が困難な介護食や治療食の食材供給の体制確立に努める。
- (2) 社会福祉施設管理者には、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄に努めるよう指導するとともに、防災資機材等については、整備に努めるよう要請する。

第10節 要配慮者の心得

要配慮者自らが必要な介護、医療データ（主治医、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記載したもの（健康手帳や介護予防手帳等）を携帯するように助言を行う。

第11節 指定避難所等における支援体制

第1 緊急避難以降の避難行動要支援者への対応

- (1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者及び名簿情報を指定避難所、指定福祉避難所の責任者に引き継ぐ。
- (2) 町は、避難行動要支援者を、できるだけ早く指定避難所又は指定福祉避難所へ収容する。

第2 指定避難所における要配慮者への対応

- (1) 町は、要配慮者支援班が中心となり、避難支援等関係者の協力により、指定避難所に設置される要配慮者班と連携し、指定避難所において必要となる要配慮者（避難行動要支援支援者含む）に関する相談や要配慮者のニーズ等に対応する。
- (2) 指定避難所に設置される要配慮者支援班は、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応する。

第3 指定福祉避難所

町は、通常の指定避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、あらかじめ社会福祉施設等と協定を締結し、指定福祉避難所として指定する。

名 称	所 在 地	電 話
松前町総合福祉センター	筒井 710-1	089-985-3200
伊予市伊予郡養護老人ホーム和楽園	大溝 96-1	089-984-1265
ケアハウスひまわり苑	鶴吉 635-1	089-985-0170
介護老人福祉施設こより	神崎 586-3	089-985-5411

老人保健施設菜の花	神崎 578-1	089-984-7087
グループホームひなたぼっこ	西高柳 267-1	089-984-0022
グループホームエンゼルなかがわら	中川原 168-1	089-984-7666
総合福祉施設 エンゼル	北川原 33-1	089-984-6407
介護付有料老人ホーム笑歩会松前	筒井 317-2	089-985-1210
特別養護老人ホーム松前	西古泉 301-1	089-994-6830
有料老人ホームみかん・松前	恵久美 804-1	089-909-6095

- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）松前町社会福祉協議会） 資料 41-1
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（医）河辺整形外科） 資料 41-2
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）昌樹会） 資料 41-3
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）鶴寿会） 資料 41-4
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（医）光佑会） 資料 41-5
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（社）エンゼル） 資料 41-6
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合） 資料 41-7
- ・福祉避難所の指定に関する協定書（（株）アコンプリシー） 資料41-8
- ・指定福祉避難所に関する協定書（（社）寿楽会） 資料 41-9
- ・指定福祉避難所に関する協定書（（社）みかん会） 資料 41-10

第12節 社会福祉施設等管理者の活動

第1 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、職員動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

第2 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設管理者は、町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

第3 防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設入所者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的を実施するよう努める。

第4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者及び要配慮者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

第5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第14章 広域応援体制の整備

【危機管理課 伊予消防等事務組合 議会事務局】

町及びその他関係機関は、大規模地震災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

今後の相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。また、町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第1節 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援実施計画」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

第1 対象となる災害

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他特殊な災害事故等

第2 応援の内容

火災、救急、救助

第3 応援要請手順

- (1) 応援要請
町長が、他の市町の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。
- (2) 要請方法
電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）、資機材（種別、数量）等を連絡する。

第4 応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）等を要請側へ連絡する。

- ・愛媛県消防広域相互応援協定書 資料7-5
- ・中予地区広域消防相互応援協定書 資料7-6

第2節 全県的な防災相互応援体制の整備

町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

第3節 協定の充実

第1 協定締結の推進

近隣市町と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定も締結するよう努める。

第2 防災訓練等の実施

平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

第4節 応援要請体制等の整備

第1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

第2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、担当課は、平常時から応援部隊の受入れ施設、資材置場の検討、連絡責任者の選任等の受入れ体制の整備を図る。

第5節 受援計画の策定・運用

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

また、県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第15章 情報通信システム整備計画

【危機管理課 財政課】

町、県及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、大規模津波等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

第1節 情報収集・連絡体制の整備

大規模津波等の災害発生時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

- (1) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等体制の確立に努める。
- (2) 各機関及び機関相互間における情報の収集連絡体制の整備を図る。その際、夜間休日等においても対応できるように配慮する。
- (3) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を確保する体制の整備に努める。
- (4) NTTの災害時優先電話等の整備について確認するとともに、取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- (5) 非常用の通信体制を整備するとともに、定期的に総点検及び非常通信訓練を実施する。
- (6) 災害時に有効な携帯電話等の整備を図るとともに、アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (7) 避難者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線の同報系（戸別受信機も含む）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者に配慮した多様な通信手段の整備に努める。
- (8) 通信施設設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び耐浪性のある堅固な場所へ設置する。
- (9) インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ住民に提供するシステムの整備に努める。

第2節 通信施設の運営管理

- (1) 通信施設の障害発生を未然に防止するため、専門業者等による定期保守点検を実施するとともに、障害発生時、迅速な対応を可能とするため、保守用部品等の確保に努める。
- (2) 地震発生時の通信連絡を円滑に行うため、通信訓練を定期的実施し、予備電源を含む予備装置等の維持管理に努める。

第3節 各種情報システムデータのバックアップ保管

各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第4節 防災情報システムの拡充整備

- (1) 町は、防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。
- (2) 住民は、防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

第5節 地震発生時の職員参集システムの整備

地震津波発生時において、より迅速、確実な初動体制を確立するため、町は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、自動的に防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「職員参集システム」の運用に努める。

第16章 ライフラインの耐浪化

【上下水道課 町民課】

大規模災害時には、上下水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減に努める。また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

第1節 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化はもとより停電対策や浸水対策等の耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

第2節 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

第3節 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

第4節 ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

第5節 電信電話施設

電信電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

第6節 廃棄物処理施設

第1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

第2 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第17章 公共施設等の津波対策

【総務課 関係各課】

第1節 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備することとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図る。

- (1) 建築物の耐浪化
 - (2) 非常用電源の設置場所の工夫
 - (3) 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化
- また、役場庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すよう努める。

第2節 浸水危険性の低い場所への誘導

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等で、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、中長期的に浸水の危険性がより低い場所への誘導を図る。

特に、津波浸水想定地域に立地し、甚大な被害が想定される要配慮者施設、学校等については、できるだけ早いうちに浸水の危険性の低い場所への移転に努める。

第18章 危険物等施設の安全確保

町は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

第1節 高圧ガス施設

(1) 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にする等、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

(2) 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

(3) 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的実施する。

第19章 災害復旧・復興への備え

【危機管理課 町民課 財政課 税務課】

第1節 平常時からの備え

町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

町及び県は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

県や町の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

町、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県及び市町は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

町、国、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

第2節 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災関係機関と調整のうえ防災計画等を見直し、備えを充実する。

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の

見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

第3節 災害廃棄物の発生への対応

建築物の所有者等は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、県との調整により県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第4節 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- (1) 各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

町は、各種情報システムについて、津波災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 地震保険の適用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、津波による被災者の生活再建にとっても有効な手段の一つであることから、県、市町はその制度の普及促進にも努める。

第6節 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町はその制度の普及促進にも努める。

第7節 り災証明書交付体制の整備

- (1) 交付体制の整備

県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

なお、被害の調査に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係

る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とする。

町及び県は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(2) 交付状況の把握及び課題共有等に関する体制の整備

県は、住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付について、当該業務を支援するシステム等を活用し、市町の進捗状況を把握する体制を整備する。

また、被害が複数の市町にわたる災害が発生した場合に、調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、平時から研修会の開催等により市町間の均衡を図るとともに、災害時には、被災市町間での課題の共有や、対応の検討について支援し、調整を図るための人員を配備する。

第8節 復興事前準備の実施

町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。